

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成 30 年 10 月 12 日

国土技術政策総合研究所長 小俣 篤

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の主旨

本業務は、洪水危険度情報プラットフォームシステムについて、ユーザーレベルに応じた表示コンテンツの切り替え機能、平面図及び縦断図の表示範囲の拡張、雨量時系列の表示機能、ソケット通信によるデータ受信機能を付加し、機能拡張をするとともに、洪水危険度情報プラットフォームシステムのインストール、動作確認を行うものである。

本業務においては、説明書 10. (4)に示す既存資料の閲覧を行った上で、洪水危険度情報プラットフォームシステムに関し、既存の機能に悪影響を及ぼすことなく今回の改良を適切に行う技術力を有していることが必要であることから、3. の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な要件を有している法人等（以下「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

### 2. 業務概要

(1) 業務名 洪水危険度情報プラットフォームシステムの機能拡張業務

(2) 業務目的

国交通省では、市町村や住民等の洪水時における適切な判断や避難行動を促すための施策について検討している。このため、国土技術政策総合研究所では、上下流連続的な河川水位の情報により、洪水時の河川の状況を的確に把握し、リアルタイムで地先単位に氾濫の危険性、切迫性を伝える洪水危険度情報プラットフォームの開発を進めている。

本業務は、洪水危険度情報プラットフォームシステムについて、ユーザーレベルに応じた表示コンテンツの切り替え機能、平面図及び縦断図の表示範囲の拡張、雨量時系列の表示機能、ソケット通信によるデータ受信機能を付加し、機能拡張をするとともに、洪水危険度情報プラットフォームシステムのインストール、動作確認を行うものである。

(3) 業務内容

- ・ 計画準備
- ・ 洪水危険度情報プラットフォームシステムの機能拡張
- ・ 洪水危険度情報プラットフォームシステムのインストール、動作確認
- ・ 報告書作成
- ・ 打合せ協議

(4) 本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

特定テーマ 1：データの登録、更新作業における誤登録や煩雑な更新操作を

避けるためのデータの共有化方法に関する留意点

特定テーマ2：掘り込み河道区間における断面データから溢水氾濫の発生水位を示す標高データを抽出する方法に関する留意点

(5) 履行期間 契約の翌日から平成31年3月中旬

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ③ 国土技術政策総合研究所における平成29・30年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土技術政策総合研究所長（以下「所長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）
- ④ 国土技術政策総合研究所長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（③の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑥ 設計共同体的場合は、上記①から⑤に掲げる条件を満たしている者により構成されていること。
- ⑦ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(2) 技術力に関する要件

説明書10.(4)に示す既存資料の閲覧を行った上で、洪水危険度情報プラットフォームシステムに関し、既存の機能に悪影響を及ぼすことなく今回の改良を適切に行う技術力を有していること。

(3) 参加意思確認書の提出者及び予定管理技術者の経験及び能力に関する要件説明書による。

4. 技術提案書の提出者を選定するための基準

3.の要件を満たす者に技術提案書の提出を要請する。

5. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 予定管理技術者の能力
- (2) 業務の実施方針、実施フロー
- (3) 特定テーマに対する技術提案

## 6. 手続等

### (1) 担当部局

〒305-0804 茨城県つくば市旭 1  
国土交通省 国土技術政策総合研究所  
河川研究部水循環研究室研究官 幕内 加南子  
T E L 029-864-2739 F A X 029-864-2688  
電子メール makuchi-k92yi@mlit.go.jp

### (2) 説明書の交付期間、入手場所及び方法

①交付期間 平成30年10月12日(金)から平成30年10月25日(木)までの土曜日、日曜日、祝日を除く9時から17時まで(ただし、最終日は、12時まで)

②入手場所 6.(1)に同じ

③入手方法 6.(1)に対して、原則電子メールで「入手申込」を行う。ただし、電子メールで「入手申込」ができない場合は、面会・電話・FAX・郵送のうちのいずれかの方法によるものとする。

### (3) 参加意思確認書の提出期限及び方法

①提出期限 平成30年10月26日(金)17時00分

②提出先 6.(1)に同じ

③提出方法 原則電子メールによる。ただし、電子メールで提出ができない場合は、持参・郵送(書留郵便に限る。)のうちのいずれかの方法によるものとする。

### (4) 説明書の内容についての質問の受付及び回答

①受付場所 6.(1)に同じ

②受付期間

ア) 参加意思確認書に係る質問

平成30年10月12日(金)から10月24日(水)17時まで

イ) 技術提案書に係る質問

平成30年10月12日(金)から11月9日(金)17時まで

### (5) 確認審査結果通知(技術提案書の要請)

平成30年11月9日(金)

### (6) 技術提案書の提出期限及び方法

①提出期限 平成30年11月21日(水)15時00分

②提出先 6.(1)に同じ

③提出方法 6.(3)③に同じ

### (7) 技術提案書に関するヒアリング

①実施場所 国土交通省国土技術政策総合研究所

②実施日 平成30年11月28日(水)

## 7. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本業務における契約保証金は免除する。

(3) 契約書の作成の要否 要

(4) 関連情報を入手するための照会窓口 6.(1)に同じ

(5) 3.(1)③に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も6.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、

技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

- (6) 設計共同体については、6. (3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、「競争参加者の資格に関する公示」(平成 30 年 10 月 12 日付け国土技術政策総合研究所長)に示すところにより国土技術政策総合研究所長から洪水危険度情報プラットフォームシステムの機能拡張業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けていなければならない。
- (7) 詳細は説明書による。

## 競争参加者の資格に関する公示

洪水危険度情報プラットフォームシステムの機能拡張業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成30年10月12日

国土技術政策総合研究所長 小俣 篤

### 1. 業務概要

- (1) 業務名 洪水危険度情報プラットフォームシステムの機能拡張業務
- (2) 業務内容 本業務は、洪水危険度情報プラットフォームシステムについて、ユーザーレベルに応じた表示コンテンツの切り替え機能、平面図及び縦断図の表示範囲の拡張、雨量時系列の表示機能、ソケット通信によるデータ受信機能を付加し、機能拡張をするとともに、洪水危険度情報プラットフォームシステムのインストール、動作確認を行うものである。
- (3) 履行期間 契約の翌日から平成31年3月15日まで

### 2. 申請の時期

平成30年10月12日から平成30年10月26日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

なお、平成30年10月27日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

### 3. 申請の方法

#### (1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書(建設コンサルタント業務等)」(以下「申請書」という。)は、国土技術政策総合研究所ホームページ(<http://www.nilim.go.jp/>)へアクセスして入手するものとする。

#### (2) 申請書の提出方法及び提出場所

申請者は、申請書に洪水危険度情報プラットフォームシステムの機能拡張業務設計共同体協定書(4(4)の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

提出場所は、〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地

国土交通省 国土技術政策総合研究所

総務部 会計課 調査係

電話 029-864-4034 とする。

#### (3) 申請書の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

### 4. 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」(平成28年3月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年3月31日付け公示」という。)6(測量・建設コンサルタント等業務)の(1)から(4)までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

#### (1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 国土技術政策総合研究所における土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)

参加資格の認定を受けている者であること。

- ③ 国土技術政策総合研究所長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 平成28年3月31日付け公示5(測量・建設コンサルタント等業務)の①から⑤までに該当しない者であること。

(2) 業務形態

- ① 構成員の業務分担が、業務の内容により洪水危険度情報プラットフォームシステムの機能拡張業務設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一つの分担業務を複数の企業が共同して実施する事がないことが、洪水危険度情報プラットフォームシステムの機能拡張業務設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、洪水危険度情報プラットフォームシステムの機能拡張業務設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成 10年 12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号)の別紙1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5. 一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4. (1)②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請することができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4(1)②の認定を受けていない構成員が4(1)②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4(1)②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに4(1)②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6. 資格審査結果の通知

競争参加資格認定通知書により通知する。

7. 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8. その他

- (1) 設計共同体の名称は、「洪水危険度情報プラットフォームシステムの機能拡張業務△△・〇〇設計共同体」とする。